

令和 8 年度

売払応募要領

当別町建設水道部建設課

次のとおり、売払いを行う。

1 売払い物件

当別町自転車等駐車場管理条例第9条第2項の規定により撤去した長期駐車自転車。

2 売払い参加に必要な資格

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第32条第1項各号の規定に該当しないものであること。

引渡し日当日速やかに、引渡し場所から引渡し物件を持ち帰ることのできるものであること。

3 売払い参加の申し込み

売払い参加希望者は、公開日に指定の場所で物件の確認を行うこと。

物件の確認後、購入を希望する物件があれば、申し込みを行うこと。

申し込みは先着順で行う。ただし、申し込みは1台ずつ行うものとし、複数台の購入を希望する場合は、都度順番を付するものとする。

4 売払い物件の公開日時、場所

日 時 令和8年10月14日（水） 14時から16時まで

令和8年10月15日（木） 10時から12時まで

場 所 当別駅南口

5 代金の支払い

代金の支払いは、当別町役場で行うものとする。

売払い参加希望者は、物件引き渡し期限内に当別町役場3階、建設課維持管理係にて納付書を受け取り、当日速やかに納付すること。また、納付書の受け取り日は、事前に建設課維持管理係と連絡を取り、調整すること。

納付書の受け取りの際には、運転免許証、マイナンバーカード等、本人確認が出来るものを持参すること。

6 物件の引き渡し

物件の引き渡しは、代金の支払い日と同日に行うものとする。

引き渡しは、代金の支払い完了後に行うものとする。

7 物件の引き渡し期間、場所

期 間 令和8年10月22日（木）から10月30日（金）土日を除く開庁時間内

場 所 当別駅南口

8 特記事項

売払い物件には防犯登録がなされている場合があるため、納付書とともに当別町が発する売払い証明書を保管すること。また、売払い後の紛争について、当別町は一切責任を負わないものとする。

売払い物件は、整備等行っていないため、公開日に必ず状態の確認を行ってから購入を申し込むこと。代金納入後の返品、返金等、当別町は一切責任を負わないものとする。

9 その他

売払い参加者は、本要領を十分理解のうえ、参加するものとする。

購入の申し込みがあった物件について、期間内に引き渡しが出来なかった場合は、購入を辞退したものとみなす。